

## 議案第49号

### 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しな

い場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等（以下この条において「<u>収容犬等</u>」という。）の返還を<u>求める者</u>に対しては、当該返還の申請の際、<u>1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該返還の申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手料を徴収する。</u></p>	<p>(保管に要した費用等)</p> <p>第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、<u>保管に要した費用及び返還に要する費用として、次の各号に定める額を負担しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>保管に要した費用</u> 1頭、1匹又は1羽1日につき300円</p> <p>(2) <u>返還に要する費用</u> 1頭、1匹又は1羽1日につき3,000円</p>

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。